

【登録団体用】

# 学校施設開放 利用案内

令和8年4月

板橋区教育委員会事務局  
地域教育力推進課

## 学校施設開放事業とは

区立小・中学校は、地域の子どもたちの学びの場であると同時に、地域コミュニティに根差した施設でもあります。

例えば、地域の防災訓練やお祭り、青少年健全育成活動など、様々な行事が、学校の校庭や体育館で行われています。これらに限らず、区内在住・在勤のみなさんのスポーツ、文化活動、地域活動を、区立小・中学校の施設開放を通じ、板橋区は支援しています。

一方で、区立学校の施設は、学校教育を第一目的としており、学校教育や公的事業等による使用が優先されます。また、施設の構造も、貸出を主目的とする区立ホールや区立体育館等と異なり、管理上のさまざまな制約が生じます。さらに、住宅地に立地していることが多いため、近隣にお住まいの方々の理解が不可欠です。

これら学校施設特有の事情をご理解いただき、スポーツ、文化活動、地域活動を通じた地域コミュニティづくりに、地域の学校施設をご活用ください。

## 目 次

1. 開放している学校施設	1
2. 施設の種類	2
3. 学校施設を使用するには	4
4. 団体登録の要件及び手続き	5
5. 団体登録の区分と減免	6
6. 使用申請について	7
7. 冷暖房使用について	13
8. 鍵の受け取り、機械警備、AEDについて	16
9. 使用時間、使用料について	17
10. 設備使用時の注意	19
11. 使用日の変更について	20
12. 使用の中止	21
13. 使用料の支払い	22

## 1 開放している学校施設

板橋区では、学校施設開放条例に基づき、学校教育に支障のない範囲で、学校施設を開放しています。教育活動や改修工事、クラブ活動等で、開放できる施設は、学校ごとに異なります。

板橋区では、毎年各学校に開放の可否を確認し、年度ごとに、学校ごと、施設ごとの開放状況を公開しています。

### 学校施設は、通常の体育施設と異なり、学校教育や他の公的行事等で優先的に使用されます。

開放日は、1月4日から12月28日までですが、以下の使用については、みなさんの利用より優先されます。

1. 学校行事、クラブ活動、先生の研修のような教育活動。
2. 板橋区や教育委員会が、行政目的のために使用するとき。
3. 国や区以外の地方公共団体が、行政目的のために使用するとき。
4. 区内幼稚園、区内保育園（認証保育所、認定こども園を含む）、区内特別支援学校が、園や学校の行事等で使用するとき。
5. 学校の完全休業日（夏季に設けられます）。

もし、みなさんに既に利用承認書をお渡ししていた場合でも、これらの使用が急ぎょ決定された場合、承認が取り消されることがございますのでご注意ください。

また、小学校の校庭では、土曜日、日曜日、祝日の午後、「子どもの遊び場」が実施されています。

参照ホームページ



## 2 施設の種類

各施設で可能なスポーツ、開放日時について記載しています。ただし、学校によって、使用できるスポーツに制約を加えていることがあります。詳細はお問合せください。

### ★体育館★

使用できる スポーツ	バレーボール・バドミントン・卓球 等 ※大きな音が出る活動や、施設を毀損・破損させるおそれのある活動はできません。
---------------	--

開放日時	平日	小学校	18時～21時
		中学校	19時～21時
	土曜 日曜 祝日	小学校	① 9時～12時
			② 12時～15時 ③ 15時～18時 ④ 18時～21時
中学校	19時～21時		

### ★校庭★

使用できる スポーツ	少年野球・少年サッカー・ゲートボール 等 ※大人の野球等、学校周辺を破損するおそれのあるスポーツはできません。
---------------	--

開放日時	平日	小学校	——
		中学校	——
	土曜 日曜 祝日	小学校	9時～12時
		中学校	——

### ★夜間校庭★

夜間照明設備を有する大谷口小学校、志村第二中学校、赤塚第二中学校が対象

校です。

使用できる スポーツ	サッカー 等 ※大人の野球等、学校周辺を破損するおそれのあるスポーツ はできません。
---------------	--

開放日時	・金曜・土曜	大谷口小学校	18時～21時
		志村第二中学校	
	・日曜・祝日	赤塚第二中学校	19時～21時

### ★クラブハウス★

打ち合わせ、文化活動等の学習の場として開放しています。

開放日時	一部の小学校	平日	18時～21時
		土曜・日曜・祝日	① 9時～12時 ② 12時～15時 ③ 15時～18時 ④ 18時～21時

### ★地域開放教室★

地域開放教室は、地域の皆さんの話し合いの場、各種サークル・生涯学習活動の場として利用していただく施設です。

開放日時	中根橋小 高島第二小	平日	18時～21時
		土曜・日曜・祝日	⑤ 9時～12時 ⑥ 12時～15時 ⑦ 15時～18時 ⑧ 18時～21時

### ★柔剣道場★

柔道や剣道等の練習場として利用いただく施設です。柔剣道場は、中学校に設置してあります（板橋第五中、志村第四中、志村第五中、上板橋第三中を除く）。

開放日時	一部の中学校	平日	19時～21時
		土曜・日曜・祝日	

### 3 学校施設を使用するには

学校施設を使用したい場合、教育委員会事務局地域教育力推進課で、団体登録の手続きが必要です。団体登録の有効期間は登録日から3年間です。教育委員会から団体登録の承認を受けた団体には、団体登録証を交付しています。

初めて団体登録を希望される場合は、学校施設開放ホームページから団体登録事前相談の申請を行ってください。

<問合せ先>

板橋区教育委員会事務局 地域教育力推進課 地域連携係

TEL 3579-2619 FAX 3579-2635

E-mail ky-crenkei@city.itabashi.tokyo.jp

## 4 団体登録の要件及び手続き

### 1 団体登録の申請ができる方

最初の団体登録申請は、団体の代表者または副代表者に限ります。

### 2 団体登録の要件

以下の要件、全てを満たす必要があります。

- (1) 主にスポーツ、文化活動、地域活動等を目的とした団体であること。
- (2) 区内在住者又は在勤者で構成された10名以上の団体であること。  
※学校施設は、区内在住者・在勤者以外の使用はできません。
- (3) 代表者及び副代表者が18歳以上の区内在住者であること。
- (4) 営利を目的としない活動であること。
- (5) 高校生及び大学生のサークル活動を目的とした団体でないこと。
- (6) 反社会的勢力の団体でないこと。
- (7) 公序良俗に反する活動を目的とした団体でないこと。
- (8) 宗教上の組織又は宗教活動を目的とした団体でないこと。

### 3 団体登録の申請に必要な書類

- (1) 板橋区立学校施設使用団体登録申請書
- (2) 団体構成員名簿【区内在住者・在勤者用】
- (3) 団体構成員全員（幼児・小学生・中学生を除く）の住所・氏名・年齢が確認できる本人確認書類  
※申請の時点で有効な運転免許証・健康保険証、在留カード等、官公署発行のもの（コピー可）。
- (4) 会則
- (5) 学校施設使用にかかる誓約書  
※以下は、会費を徴収している団体のみが必要な書類です。
- (6) 前年度の会計報告書（実績がない場合は予算書）

#### ★注意①★

団体登録の登録事項に変更がある場合（代表・副代表者の変更、構成員の変更等）必ず地域教育力推進課に届け出てください。

#### ★注意②★

施設・設備及び備品を破損させた場合は、原状回復の費用をご負担いただきます。つきましては不測の事態に備え、賠償責任保険等へのご加入をご検討ください。

## 5 団体登録の区分と減免

教育委員会では、以下の区分で団体を登録しています。

登録区分により、学校施設・付帯設備の使用料が減免される団体があります。

登録区分	条 件	減 免
(1)少年・少女	15歳以下の者10名以上及びその指導者等で構成され、かつ、構成員の半数以上が15歳以下の者である団体（会費月額5,000円以上の団体を除く。）	全額免除
(2)PTA	現に板橋区立小学校もしくは板橋区立中学校に在籍している児童もしくは生徒の保護者又は教職員により構成されるPTAその他これに類する団体	5割
(3)高齢者	構成員の半数以上が65歳以上の者である団体（健康づくり・介護予防となる活動に限る。）	5割
(4)障がい者	区が育成し、又はその活動を助成している心身障がい者団体（公共の利益を図る目的の活動に限る。）	3割
(5)一般	(1)から(4)に該当しない全ての団体	減免なし

## 6 使用申請について

登録団体は、学校施設の使用申請を行うことができます。

使用を希望する学校により、使用申請の方法が異なります。

空き状況の確認などお申込みについてのご相談は、地域教育力推進課にご連絡ください。

### (1) 一斉受付実施校を使用する

#### ★一斉受付とは★

一斉受付の対象となる学校について、体育館（土曜、日曜）・夜間校庭（金曜、土曜、日曜、祝日）の使用を希望する登録団体が、申請期間に電子申請を行います。申請期間終了後、区で抽選を行い、使用日時を決定します。

※体育館については、1団体1校の申し込みになります。

### 一斉受付実施校（令和8年4月現在）

#### 小学校（土曜、日曜の体育館）

No	学校名
1	志村第四小学校
2	新河岸小学校
3	板橋第二小学校
4	板橋第五小学校
5	高島第二小学校
6	高島第五小学校

#### 中学校（土曜、日曜の体育館）

No	学校名
1	板橋第三中学校
2	板橋第五中学校
3	加賀中学校
4	赤塚第三中学校
5	高島第三中学校

#### 小学校（日曜、祝日の夜間校庭）

No	学校名
1	大谷口小学校

#### 中学校（金曜、土曜、日曜、祝日の夜間校庭）

No	学校名
1	志村第二中学校
2	赤塚第二中学校

※上記以外の曜日、施設の使用申請は、(3) 随時受付校（p. 12）をご覧ください。

※実施校は変わることもありますので、最新の情報は区ホームページでご確認ください。

# ～電子申請方法～

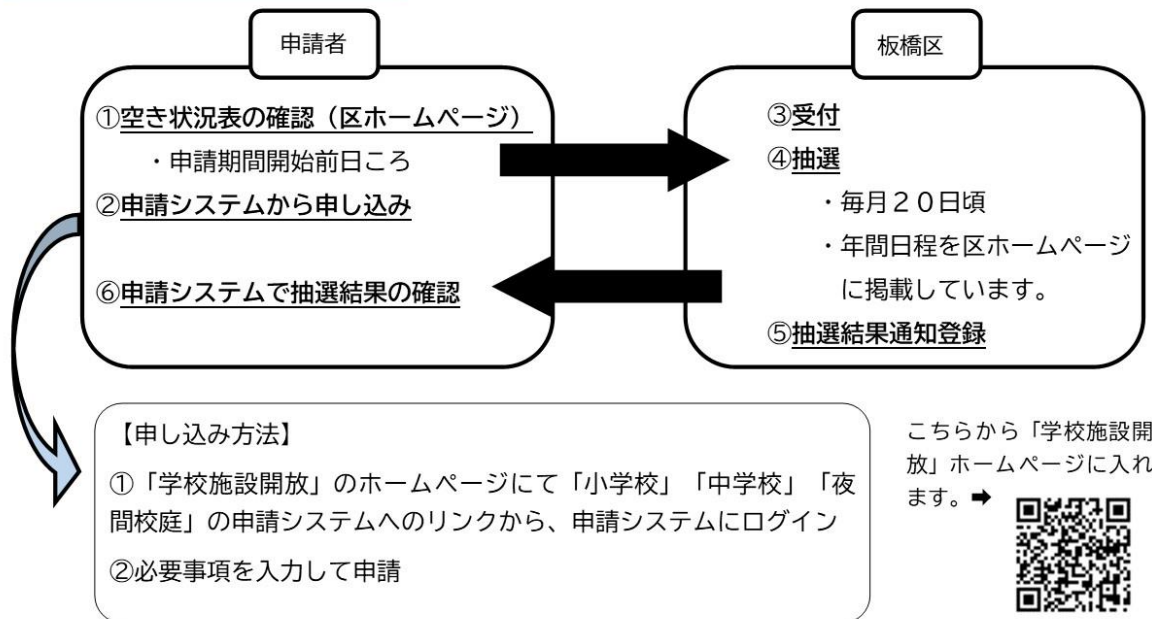
※インターネット環境のあるパソコン、スマートフォンが必要です。（通信料はお客様負担となります）

## 電子申請をご使用の前に…団体（代表者）情報の登録が必要です！

登録方法 「Logoフォーム」をWEB検索 ⇒ 「マイページへ」  
⇒ 「アカウント登録」 ⇒ 利用規約に同意の上、「個人」として「代表者様の情報」を  
ご登録ください！



## 一斉受付申し込みについて



## 一斉受付抽選結果の確認について

確認方法 「申請に対する電子文書発行のお知らせ」メール受信  
⇒メール記載のURLからログイン⇒電子文書ダウンロード

The image shows two screenshots of a web portal. The top screenshot displays the '申請一覧' (Application List) page. A notification banner at the top says '対応が必要な申請があります' (There are applications that require response). Below, a search bar and a list of applications are shown. One application is highlighted with a red box around a '詳細' (Details) link. A large white arrow points down to the second screenshot. The second screenshot shows the '電子文書' (Electronic Documents) page. It lists application details such as '使用時間' (Usage Time) and '第3希望' (3rd Preference). At the bottom, there is a table with columns for 'ファイル' (File) and 'ダウンロード状況' (Download Status). A 'ダウンロード' (Download) button is highlighted with a red box.

※抽選日翌日の午前までに「申請に対する電子文書発行のお知らせ」メールをお送りいたします。メールが届かない場合や、電子文書がダウンロードできない場合は、お手数ですが、担当（03-3579-2619）までご連絡ください。

## 抽選後に空きがある場合について

※抽選後に空きがある場合の追加申請は地域教育力推進課窓口で受け付けます。

抽選の翌日までに、ホームページに抽選後の空き状況表を公開いたします。

使用申請は、使用日の一週間前（一週間前が土、日、祝日に当たる場合は直前の営業日）までに手続きが必要になります。年始明けの日にちを希望の場合は、使用日の5営業日前までに申請手続きを行ってください。また夜間校庭については、管理人を配置する都合上、ご希望に添えない場合がございます。

## (2) 使用日調整会議実施校を使用する

### ★使用日調整会議とは★

各学校が指定する日時（概ね2～4か月に1度）に、使用を希望する登録団体が学校に集まり、翌月から2～4か月分の使用日時等を協議し、調整します。

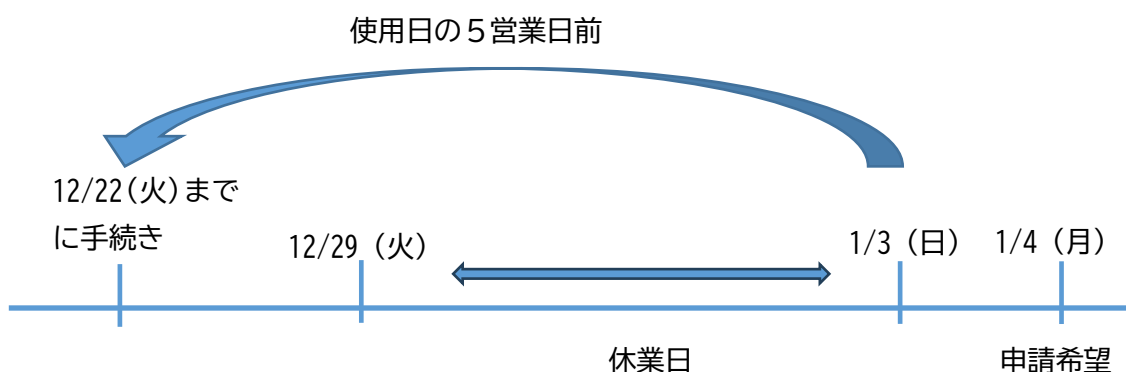
はじめて、使用日調整会議への参加をご希望される団体は、まず、地域教育力推進課にご連絡ください。ご希望を確認したうえ、参加が可能であれば、当該校の使用日調整会議の日時等をご案内します。

すでに使用日調整会議に参加して、学校から日時等の連絡を受けている団体はそのままご参加ください。

※使用日調整会議後に空きがある場合の追加申請は、地域教育力推進課窓口で受付けます。使用日の一週間前（一週間前が土、日、祝日に当たる場合は直前の営業日）までに手続きが必要になります。

年始明けの日にちを希望の場合は、使用日の5営業日前までに申請手続きを行ってください。

年始明けの日にち申請例：1月4日（月）を申請希望



- ・当該校を利用したことのない団体、当該校の調整会議に参加したことのない団体は使用日調整会議後の空いている施設を申請できません。

## 使用日調整会議実施校（令和8年4月現在）

### 小学校

No	学校名
1	志村小学校
2	志村第二小学校
3	志村第三小学校
4	志村第六小学校
5	前野小学校
6	中台小学校
7	蓮根第二小学校
8	志村坂下小学校
9	北前野小学校
10	緑小学校
11	若木小学校
12	板橋第一小学校
13	板橋第四小学校
14	板橋第七小学校
15	板橋第十小学校
16	中根橋小学校
17	上板橋第二小学校
18	上板橋第四小学校
19	向原小学校
20	赤塚小学校
21	成増小学校
22	赤塚新町小学校
23	北野小学校
24	成増ヶ丘小学校
25	下赤塚小学校
26	徳丸小学校
27	三園小学校
28	高島第三小学校

### 中学校

No	学校名
1	板橋第二中学校
2	志村第三中学校
3	高島第二中学校
4	西台中学校

※実施校は変わることもありますので、最新の情報は区ホームページでご確認ください

### (3) 随時受付校を使用する

#### ★随時受付校とは★

(1) 一斉受付も(2) 使用日調整会議も行っていない学校の施設は、当該校で利用申請を直接受け付けています。

随時受付校とは、使用日調整会議も一斉受付も実施していない学校を言います。令和8年4月時点で、小学校15校、中学校8校が対象になります。

利用申請の際、学校に直接連絡していただき訪問日程等を調整のうえ、原則、使用月の前月5日までにお手続きください。それより先の申請はお控えください。

はじめて、随時受付校を希望される団体は、学校または地域教育力推進課にご連絡ください。空き状況等を確認後、お手続きをしていただく流れとなります。

対象校については、ホームページに掲載しています。



#### <問合せ先>

板橋区教育委員会事務局 地域教育力推進課 地域連携係

TEL 3579-2619 FAX 3579-2635

E-mail [ky-crenkei@city.itabashi.tokyo.jp](mailto:ky-crenkei@city.itabashi.tokyo.jp)

## 7 冷暖房使用について

区立小中学校体育館、柔剣道場（志村第三中、上板橋第二中）に冷暖房が設置されています。学校施設開放時も、事前の申請及び使用料をお支払いいただくことで、使用いただけます。

### 1 使用方法

#### (1) 事前申請

必ず事前の申請が必要です。申請書へ記入してください（p. 15参照）。一斉受付の場合は、一斉受付申込フォームへ入力してください。

※申請書提出後に冷暖房の使用を希望する場合は、下記申請フォームからの申請を受け付けます。必要事項を入力してください。

冷暖房申請フォーム：<https://logoform.jp/form/Rwxz/845531>



### 2 使用料

～体育館～

1時間あたり 610円

～柔剣道場～

1時間あたり 290円

**※体育館利用時間分の使用料を請求します。**

～冷暖房のキャンセルについて～

冷暖房の申請をされた場合でも、使用しなかった旨を連絡いただいた場合は、使用料を請求いたしません。**必ず使用日の翌営業日までに下記申請フォームにてご連絡ください。なお、使用料請求後の申出の場合はキャンセルの対応ができかねますので、ご了承ください。**

施設使用キャンセル連絡用フォーム：<https://logoform.jp/form/Rwxz/824454>



### 3 操作方法

舞台袖の右側または左側に設置されている空調リモコン盤で操作します。  
(志村第四小学校はセコム操作盤の隣に設置)

#### 使用手順

##### 1. 空調リモコン盤の鍵を開ける (レバーを右上に上げる)



(空調リモコン盤)



(電源スイッチ)

##### 2. 運転ボタンを押して、起動させる

##### 3. 設定で「冷房」または「暖房」にする

##### 4. 暖房始動時は25℃設定、「弱」運転で使用する

#### 使用后

##### 1. 運転ボタンを押して、電源をOFFにする

※必ず電源がOFFになっていることを確認してください。

##### 2. 空調リモコン盤のフタを閉じて、鍵をかける

※空調リモコン盤を施錠する学校のみ鍵の開け閉めをお願いします。施錠している学校の鍵の受け取り方法は次のとおりです。

- (1) 鍵BOXから体育館の鍵を取り出している場合…鍵BOXに入っています。
- (2) 上記以外の場合…体育館の鍵の貸与方法と同じになります。

# 【冷暖房使用申請書記載例（申請書の場合）】

減額免除団体用

## 板橋区立学校施設使用申請書

(宛先) 板橋区教育委員会

受付番号	
申請月日	年 月 日

団体名称			登録番号		減額	免除
代表者	住所			電話番号		
	氏名					
申請者	住所			電話番号		
	氏名					

下記のとおり学校施設を使用したいので申請します。  
 なお、使用の際は誓約書及び注意事項を遵守します。

記

使用学校名	板橋区立 小・中 学校									
使用施設	体育館・校庭・クラブハウス・地域開放教室・柔剣道場・( <b>冷房</b> )									
使用目的				予定人数	人					
使用月日	①午前 9:00~12:00		②午後 12:00~15:00		③午後 15:00~18:00		④夜間 18:00~21:00		使用料	備考
	1	年 月 日 ( )	○	○	○	○	○	○		
2	年 月 日 ( )	○	○	○	○	○	○	円		
3	年 月 日 ( )	○	○	○	○	○	○	円		
4	年 月 日 ( )	○	○	○	○	○	○	円		
5	年 月 日 ( )	○	○	○	○	○	○	円		
6	年 月 日 ( )	○	○	○	○	○	○	円		

使用月日に記載のすべての日で冷房又は暖房を使用する場合は、ここに「冷房」又は「暖房」と記載してください。

日ごとの申請も可能です。使用する日の備考欄に「冷房」または「暖房」と記載してください。

使用料	
確認者	合計
	円

①学校保管用

施行規則第1号様式

## 8 鍵の受け取り、機械警備、AEDについて

はじめて利用する方は、事前に副校長に連絡し、以下のことを必ずご確認ください。

- ①鍵の受け取り方または鍵BOXの使い方
- ②機械警備の解除・セット方法
- ③AEDの場所

※連絡は、副校長の勤務時間内（平日8:15～16:45）にお願いします。

機械警備の解除・セットの操作を誤り発報した場合、警備会社が出動する事態となります。また、警備会社が出動した場合は出動費用が発生し、当該費用をご利用者にご負担いただくこともございますので、ご注意ください。

なお、機械警備が発報した場合は、機械付近に記載されている警備会社の連絡先へ電話し、誤発報してしまった旨をお伝えください。

## 9 使用時間、使用料について

学校施設・付帯設備の使用時間と使用料は、以下のとおりです。  
※団体都合のキャンセルは使用料相当額のキャンセル料が生じます。

### 1 小学校

#### (1) 施設の時間と料金

使用区分 (準備・片付け時間を含む)	体育館	校庭	クラブ ハウス	地域開放 教室
①9時から12時まで	1,140円	540円	510円	510円
②12時から15時まで	1,140円		510円	510円
③15時から18時まで	1,140円		510円	510円
④18時から21時まで	1,710円	1,140円	600円	600円

#### (2) 付帯設備使用料（夜間校庭の照明【大谷口小学校のみ対象】）

使用区分 (準備・片付け時間を含む)	校庭照明設備
18時から21時まで	420円

#### (3) 付帯設備使用料（体育館の冷暖房）

使用区分 (準備・片付け時間を含む)	冷暖房設備
1時間あたり	610円

## 2 中学校

### (1) 施設の時間と料金

使用区分 (準備・片付け時間を含む)	体育館	校庭	柔剣道場
① 9時から12時まで	1,140円	540円	870円
② 12時から15時まで	1,140円	540円	870円
③ 15時から18時まで	1,140円	540円	870円
④ 18時から21時まで	1,710円	1,140円	1,080円
⑤ 19時から21時まで	1,140円	760円	720円

※中学校では、生徒のクラブ活動が優先されます。登録団体の利用は、**原則⑤ 19時から21時まで**になります。

### (2) 付帯設備使用料（夜間校庭の照明【志村第二中、赤塚第二中のみ対象】）

使用区分 (準備・片付け時間を含む)	校庭照明設備
① 18時から21時まで（志村第二中のみ）	420円
② 19時から21時まで	280円

※中学校の利用は、原則19時から21時までの2時間です。志村第二中学校は、例外的に18時から21時までの3時間利用も可能です。

### (3) 付帯設備使用料（体育館・柔剣道場の冷暖房）

使用区分 (準備・片付け時間を含む)	体育館	柔剣道場
1時間あたり	610円	290円

## 10 施設使用時の注意

施設使用時には、以下の注意事項を守ってください。交流試合等による使用においても、申請団体に責任を負っていただくことになります。

- (1) 使用する学校及び教育委員会の指示に従ってください。
- (2) ボール・ラケット・シャトル等の用具は、使用団体で用意してください。
- (3) 施設・設備及び備品を破損させた場合は、原状回復の費用をご負担いただきます。速やかに学校又は地域教育力推進課に報告してください。夜間使用の場合は翌日、土・日・祝日使用の場合は週明けに報告してください。  
※不測の事態に備え、賠償責任保険等へのご加入をご検討ください。
- (4) ゴミは全て持ち帰ってください。
- (5) 使用を中止する場合は、速やかに施設使用キャンセルフォームで報告してください。土・日・祝日に中止が決まった場合、翌営業日までに報告してください。
- (6) 承認された使用時間(準備・後片付け・清掃を含む)を厳守してください。
- (7) 使用場所は清掃及び原状回復してください。
- (8) 火気・水道栓・消灯等の確認及び戸締・施錠・機械警備のセットを行ってください。
- (9) 使用後は必ず、学校に鍵を返却し、使用報告書を提出してください。

以下の行為は禁止です。

- (1) 使用承認を受けた権利の譲渡及び転貸
- (2) 申請や使用承認の内容と異なる使用
- (3) 使用承認を受けた場所及び指定場所以外への立ち入り
- (4) 体育館及び校舎内への土足での入室
- (5) 自動車、バイク、原動機付自転車での来校及び施設内への駐車、施設周辺の違法駐車
- (6) 指定場所以外への駐輪
- (7) 施設内及び施設周辺での喫煙行為
- (8) 騒音となる恐れのある音を出す活動
- (9) 施設周辺で時間に関係なく大声で騒ぐ行為
- (10) 活動時に必要な水分補給以外の飲食
- (11) 学校施設開放用に指定された備品以外の使用
- (12) 許可のない撮影
- (13) 施設等を破損・汚損する恐れのある行為や、用具・危険物の持ち込み
- (14) 危険又は他人に迷惑や不快感を与える行為及びその使用

※これらの規定に違反すると、使用承認が取り消されたり、制限されることがあります。

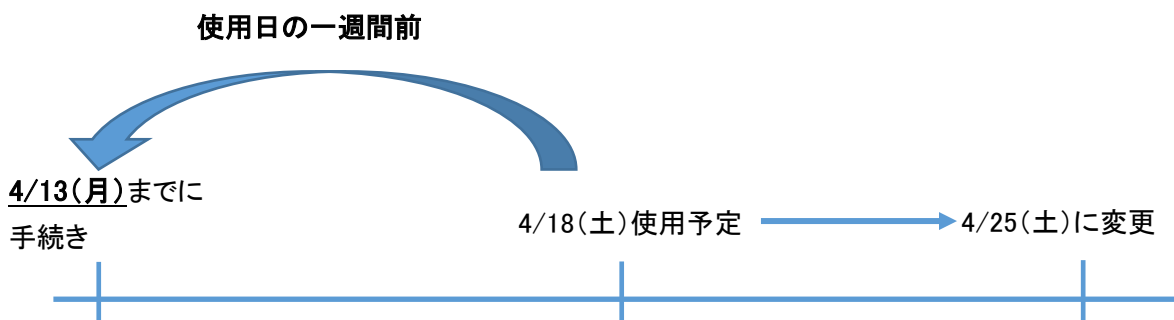
## 11 使用日の変更について

団体の都合等により使用日を変更する場合は、使用日の一週間前（一週間前が土、日、祝日に当たる場合は直後の営業日、下記変更申請例1・2参照）までに使用承認書または使用申請受付書を持参のうえ、窓口（区役所北館6F⑩窓口）で手続きをしてください。

※電話での受付は行いませんので、ご了承ください。

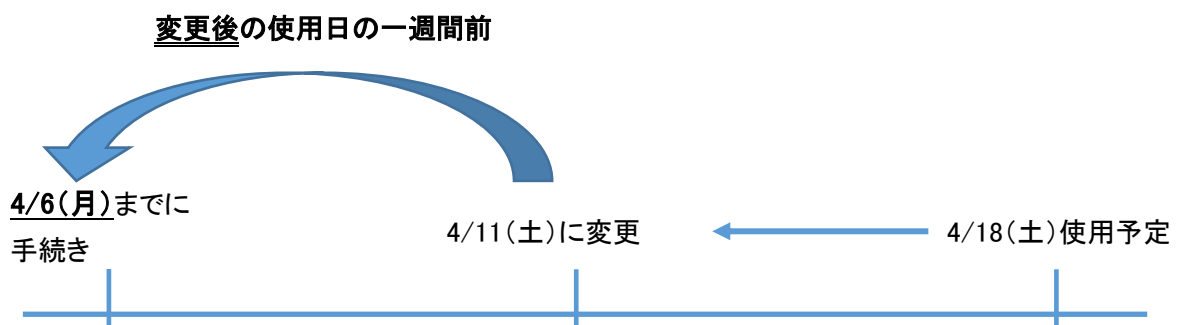
変更申請例1：変更後の日程が元の使用日より後の場合

4月18日（土）使用予定を4月25日（土）に変更する場合は、4月13日（月）までに使用承認書または使用申請受付書を持参のうえ手続きしてください。



変更申請例2：変更後の日程が元の使用日より前の場合

4月18日（土）使用予定を4月11日（土）に変更する場合は、4月6日（月）までに使用承認書または使用申請受付書を持参のうえ手続きしてください。



## 12 使用の中止

急きょ学校行事等が入った場合、学校施設開放事業は中止となります。

学校行事等による使用中止の場合、使用料を請求いたしません。地域教育力推進課からご連絡します。

また、①気温が高く熱中症の懸念があるため使用を中止した場合、②荒天により使用を中止した場合（台風などの警報で中止する場合を含む）、③感染症拡大防止のため中止した場合も、使用料を請求いたしませんので、必ず使用日翌日まで（土日祝の場合は翌営業日まで）ご連絡ください。

使用を中止される場合は、理由に関わらず、下記のキャンセルフォームからご連絡ください。

施設使用キャンセルフォーム：<https://logoform.jp/form/Rwxz/824454>



**※団体の都合による中止（構成員が集まらなかった等）については、使用料を請求いたします。（ただし、付帯設備使用料は請求いたしません。）**

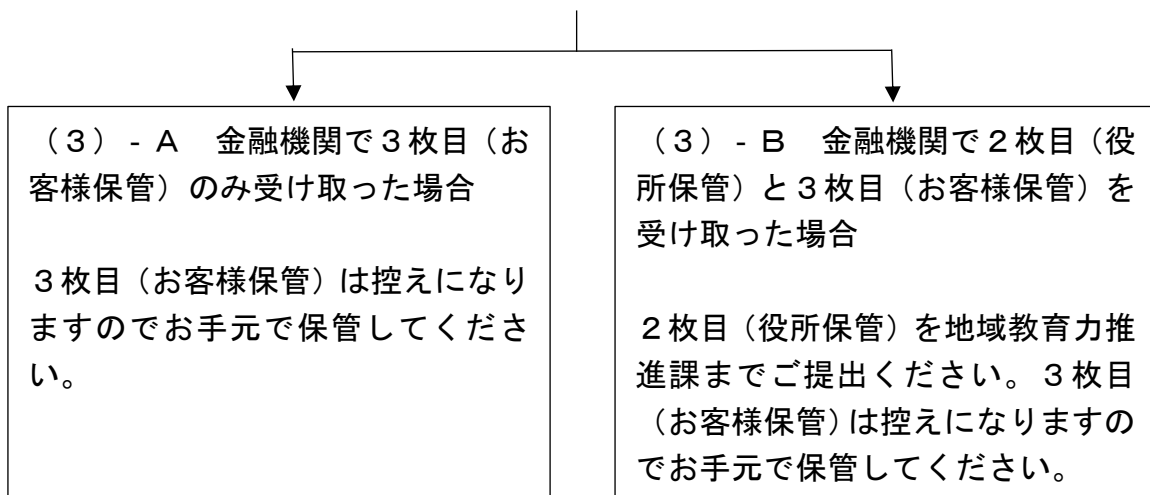
## 13 使用料の支払い

使用料については、原則、口座振替となります。

「学校施設使用料口座振替（自動払込）依頼書」（以下、「口座振替依頼書」）をお渡ししますので、金融機関でのお手続きをお願いいたします。

### 【口座登録方法】

- (1) 「口座振替依頼書」に、記載例を参照して必要事項を記入する。
- (2) お取引金融機関に「口座振替依頼書」を持参し、申込手続きを行う。



### 【口座振替について】

- ・振替日は施設使用月の翌月末日となります。
- ・振替日が金融機関の休業日にあたる場合は、翌営業日に引き落とします。
- ・口座への入金は、振替日の前日までにお願いいたします。
- ・残高不足等の理由により振替ができなかった場合、翌月振替日に再振替をいたします。
- ・滞納が続く場合、使用承認を制限することがあります。（p. 23参照）

### 【登録口座について】

- ・口座は、団体のものでも個人のものでもどちらでもかまいません。
- ・納入義務者（代表者）とは異なる口座名義人も登録可能です。
- ・振替口座を変更される場合は、再度お手続きが必要です。「口座振替依頼書」をお送りいたしますので、担当までご連絡ください。

## 使用料の支払遅延について

口座振替不能、または納付書の納付期限を過ぎても支払がない団体について、下記のとおり対応いたします。

口座振替が2回連続で不能の場合、または納付書による支払いで納付期限から1か月を超えて納付が確認できない場合は、それ以降の新たな使用承認は行いません。

遅延のないようお支払いをお願いいたします。

(例) 4月分施設使用料の未納の場合

	4月	5月	6月	7月	8月以降
口座振替	施設使用	請求 →月末振替	振替不能確認 →月末振替 (2回目)	振替不能確認 → <u>承認停止通知</u> + <u>納付書送付</u>	納付確認 →使用停止解除
納付書	施設使用	請求 →月末納付期限	未納確認	未納確認 → <u>承認停止通知</u>	納付確認 →使用停止解除

※承認停止通知が発行された後、納付が確認された場合は、停止の解除をいたしますが、銀行に振り込まれてから確認まで2～3週間程度かかります。すぐに承認停止を解除したい場合は、領収書を窓口を持参して担当へ提示してください。

## 問合せ

この利用案内でわからないことがございましたら、下記までお問合せください。

板橋区教育委員会事務局 地域教育力推進課 地域連携係  
TEL 3579-2619 FAX 3579-2635  
E-mail ky-crenkei@city.itabashi.tokyo.jp